○津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施工監理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

平成２７年１０月２２日

津山圏域衛生処理組合告示第４号

（目的及び設置）

第１条　津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施工監理等業務委託におけるプロポーザル方式による業務委託契約に係る業者選定を行うため，津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施工監理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（業務）

第２条　審査委員会は，選定基準となる評価基準及び評価方法を決定するとともに，次の各号に掲げる事項について審査又は評価を行い，津山圏域衛生処理組合管理者（以下「管理者」という。）と当該契約について，優先的に交渉することのできる者（以下「優先交渉権者」という。）の特定を行う。

⑴　評価基準に基づき事業者が提出した提案書

⑵　提案書に係るプレゼンテーションの内容

⑶　その他管理者が必要と認める事項

（組織）

第３条　審査委員会は，委員１１人以内をもって組織し，次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱し，又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　津山圏域衛生処理センター建設工事等入札指名委員会の委員

⑶　前２号に掲げる者のほか，管理者が特に必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　審査委員会に委員長及び副委員長各１人を置き，管理者が指名する者をもって充てる。

２　委員長は，審査委員会を代表し，議事その他の会務を総理する。

３　副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　審査委員会の会議は，委員長が招集し，委員長が議長となる。

２　審査委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審査委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　審査委員会の会議は，非公開とする。

５　審査委員会の会議において必要と認めたときは,委員以外の者を出席させ,質疑を行い,資料を提出させることができる。

（守秘義務）

第６条　委員及び委員会に出席した者は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も，また同様とする。

（情報公開）

第７条　審査委員会の審査及び優先交渉権者の特定の過程における情報は，非公開とする。

２　優先交渉権者の特定の結果は，特定後速やかに公表するものとする。

３　事業者が提出した資料は，当該事業者が同意した場合に限り公開することができるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，審査委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が審査委員会に諮って定める。

付　　則

この要綱は，平成２７年１０月２２日から施行し，平成２８年3月３１日限り，その効力を失う。